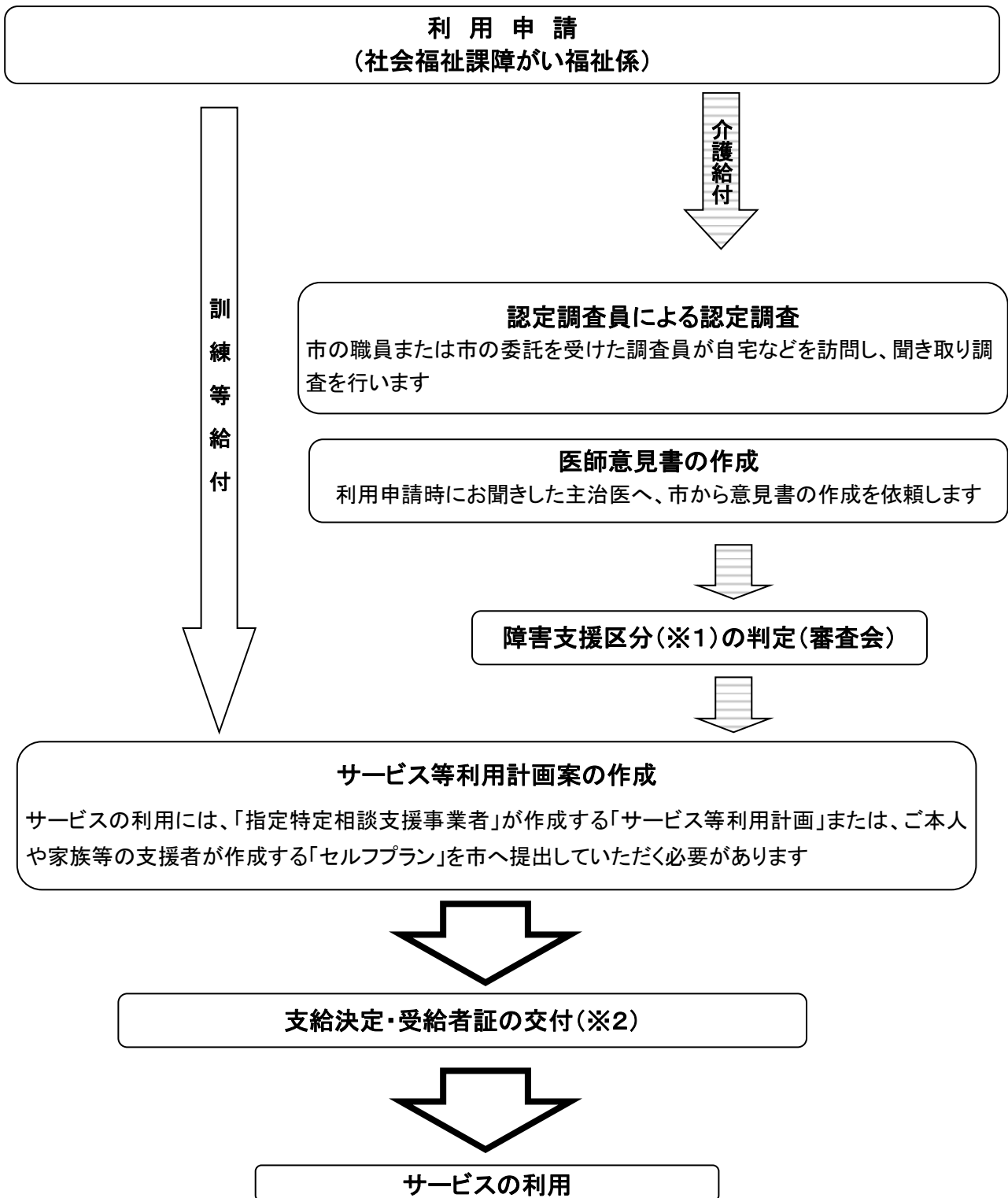


サービス利用の流れ



※1 「障害支援区分」とは、利用者の障がいの特性や心身の状態に応じ、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。市町村がサービスの種類の量を決定する際に勘案する事項の一つであり、「区分1」から「区分6」までの6段階に分けられます。

※2 「受給者証」には支給決定された内容(支給量、支給時間、利用者負担額等)が記載されます。